

マラケシュ条約、「世界的な本の飢餓」の解消を目指す

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（単に「マラケシュ条約」として知られている）が、盲人又は視覚障害者が利用するために必要な様式に作成された書籍の作成及び国境を越える複製物の交換をより容易にする。本条約の目的は、「世界的な本の飢餓」問題に取り組み、それを解消することである。本条約の締約国は、それらの多くの国民の教育及びライフチャンスを向上させ、国際人権法の原則を実行し、かつ、経済的発展及び社会的進歩を刺激することができる。マラケシュ条約は、従来の著作権法に対して一連の制限及び例外を確立させることによって目的の実現を促進する。

第一に、本条約を批准するまたは本条約に加入する国は、盲人及びそれらの組織がまず著作権者から許諾を得る必要がなく、利用しやすい様式の書籍を作成することを可能にするように保証しなければならない。第二に、締約国は、同様に、著作権者の許諾を得ることなく、利用しやすい様式の書籍及び他の著作物の輸入及び輸出を可能にしなければならない。本条約のこの規定は、様々な国における複製及び転写の労力を最小化するまたはなくすように設計されており、利用しやすい書籍の所蔵量が比較的大きい国がそれらの所蔵書籍を資源が比較的小さい国の視覚障害者に共有することを可能にする。

盲人または視覚障害者であることにより、又は読むことができない（例えば、書籍を持つこと若しくは書籍のページをめくることができる場合の）別の身体的な障害により、印刷物の判読が困難な人を含む、印刷物の判読に障害がある人は、マラケシュ条約の条項及び規定によれば、「受益者」である。あらゆる著作物が利用しやすい様式に変換されるように複製され得るが、その複製及び変換は公認機関のみにより行われなければならない。利用しやすい様式の著作物は単に受益者の利用のためのものでなければならない。

本条約は、2013年6月27日付でマラケシュで調印され、2016年9月30日付で施行された。マラケシュ条約は、世界知的所有権機関（WIPO）により管理されている。全てのWIPO加盟国は、マラケシュ条約の締約国になる資格を有する。加盟国になるには、WIPO事務局長にその意思を宣誓する「加入書」を寄託しなければならない。この加入書は国家元首、政府の長、又は外務大臣により署名されなければならない。マラケシュ条約は、他の国際的な協定と正式な関係を有しておらず、本条約の批准または加入のために国が他の著作権法に加入するように要求されていないが、本条約は、著作権及び知的所有権に関する他の国際的な協定とはまったく矛盾しない。マラケシュ条約の締約国が導入するように要求されている著作権に対する制限又は例外は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約において多様に指定されている例外のためのいわゆる「スリーステップテスト」、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、著作権に関する世界的所有権機関条約（第10条）、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、コンピュータプログラムの法的保護に関するEU指令（第6条の3）、データベースの法的保護に関するEU指令（第6条の3）及び著作権の法的保護に関するEU指令（第5条の5）を含む、他の条約下の著作権の制限及び例外の全ての基準を満たす。

10月4日付でニュージーランドが直近の締約国になったことにより、本条約の加盟国数が87カ国となった。本条約に署名したが、まだ条項を批准していない、あるいはまだそれに加入していないが故に本条約を未だに施行していない注目すべき国として、中国、コロンビア、ギリシャ、及び、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、ノルウェー、スイス及びイギリスを含む少なくとも10カ国の欧州の国が含まれている。ほんの一握りの中東、アフリカ及び東南アジアの国が署名している。スウェーデンもまだ署名していない国のグループに入っている。